



予防接種

■BCG予防接種

▽4か月健診のときに一緒に行います

▽接種期間 生後6か月未満

▽場所 総合福祉センター保健棟



期 日	時 間
8月11日(木)	午後1時30分から2時まで
9月15日(木)	
10月13日(木)	

■ポリオ予防接種

▽ポリオの予防接種は2回受けてください

▽対象者 生後3か月から90か月未満

▽場所 総合福祉センター保健棟

期 日	時 間
9月2日(金)	午後1時30分から2時まで
10月18日(火)	
11月30日(水)	

■MR(麻しん・風しん) 予防接種

▽接種期間…平成24年3月31日まで

※接種期間を過ぎると有料になり10,000円程度の料金が発生します。

▽接種の仕方…かかりつけの医療機関に電話で予約し接種してください

対象者	生年月日
Ⅱ期(年長学年齢)	平成17年4月2日から 平成18年4月1日生まれ
Ⅲ期(中学1年)	平成10年4月2日から 平成11年4月1日生まれ
Ⅳ期(高校3年)	平成5年4月2日から 平成6年4月1日生まれ

個別健診が始まりました

個別健診とは特定健診を集団検診で受診できない人が、かかりつけの病院や診療所で受診することができる健診で、鞍手町国民健康保険に加入している40歳以上74歳以下の方が対象です。個別健診は、必ず事前に予約が必要になります。健診は身体のチェックをできるよい機会です。また、生活習慣病予防のためにも年に一度は必ず健診を受け、健康づくりに積極的に取り組みましょう。



●受診期間 9月30日(金)まで
●受診場所 かかりつけの医療機関
●申込方法 お電話で総合福祉センターへお申し込みください。「特定健診受診券」を郵送します

母子健康手帳の交付

妊娠がわかったら、早めに母子健康手帳の交付を受けましょう。妊娠中の生活や制度などについて保健師が説明します。

●とき 8月3日、10日、17日、24日、31日の午前10時から11時30分まで
①必ず妊婦さん本人がお越しください
②原則、毎週水曜日の交付ですが、都合がつかない場合は相談に応じます

●ところ 総合福祉センター保健棟

●必要なもの 妊娠届出書(ある人のみ)



乳幼児健診・相談

8月の乳幼児健診は次のとおりです。該当者には事前に通知をしています。ご確認ください。

●とき 健診の内容によって異なりますので詳細は通知(案内)書をご確認ください

●ところ 総合福祉センター保健棟

●内容 身体測定・問診・小児科医診察・育児相談・栄養相談など



健診内容	期 日	生年月日
4か月健診	8月11日(木)	平成23年3月17日から 平成23年4月18日生まれ
7か月健診	8月25日(木)	平成22年12月31日から 平成23年1月27日生まれ
12か月健診		平成22年8月1日から 平成22年8月31日生まれ
1歳半健診	8月4日(木)	平成22年1月8日から 平成22年2月4日生まれ
3歳児健診		平成20年7月8日から 平成20年8月4日生まれ
乳幼児相談 (身体測定・育児・栄養相談)	8月24日(水)	平成23年6月28日から 平成23年7月25日生まれ

※乳幼児相談は、どなたでもお気軽にお越しください。(申込不要)

国民年金 Q&A

国民年金の
疑問に
お答えします。

役場保険年金班 ☎42局2111番



QUESTION ANSWER Pension



疑問

障害基礎年金は、どう
いう人が受け取れるの
でしょうか。



答え

国民年金に加入中に初診日のある病
気やけがで障がいを負った人などが
受けることができます。

初診日の条件

国民年金の被保険
者期間中に初診日
のある病気やけが
で障がい者になっ
たとき



初診日が60歳以
上65歳未満の間
で、老齢基礎年金
を受給されていな
い国内在住の人



受給資格

- ◆障害認定日に、国民年金法で定められた障害等級「1級」または「2級」に該当していること。これは、身体障害者手帳の等級とは異なります。
- ◆保険料の納付については、初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの被保険者期間（国民年金に加入しなければならない期間）のうち、保険料の未納期間が3分の1以上ないこと。ただし、初診日が平成28年3月31日までにある場合は、初診日の属する月の前々月までの1年間に保険料の未納がなければ受けることができます。

※初診日が65歳未満であっても、老齢基礎年金を繰上げ受給している場合には、請求できない場合がありますのでご注意ください。

20歳前に初診日
があり、その後障
がい者になったと
き



- ◆障害認定日が20歳前にある場合は、20歳に達したときに障がいの程度が「1級」または「2級」に該当していれば支給されます。
- ◆障害認定日が20歳以後にある場合は、障害認定日に障がいの程度が「1級」または「2級」に該当していれば支給されます。

初診日とは

障がいの原因となった傷病について、初めて医師の診察を受けた日のこと。

障害認定日とは

障がいの原因となった傷病の初診日から1年半たった日か、それ以前に症状が固まった日になります。また、障害認定日に1級、2級に該当しなかった人でも、その後65歳に達する日の前日までに該当したときは（事後重症）、請求により受給できます。



障害基礎年金額（年額）

等級	年金額
1級障害	986,100円
2級障害	788,900円



受給者に生計を維持されている子（18歳になる日の属する年度末までの子または20歳未満で1級、2級の障がい（国民年金法による）のある子）がいる場合は加算があります。

加算対象の子	加算額
1人目・2人目	各 227,000円
3人目以降	各 75,600円

※加算額は1人につき

障害年金を受給するためには、請求手続が必要です。医師の診断書（所定の様式）や病歴・就労状況等申立書のほかに、状況に応じて添付書類が必要です。請求方法について詳しく知りたい人や、納付要件を満たしているか心配な人は、お問い合わせください。

*** 問い合わせ ***

役場保険健康課保険年金班 ☎42局2111内線201
直方年金事務所 ☎22局0891